

# 令和8年度 「広報ひた」等文書送達委託業務仕様書

## 1. 委託業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 2. 業務内容

- ① 市広報紙「広報ひた」及びその他の文書を、163か所の各自治会等が指定する場所に送達するものです。

※発行月によって、箇所数を変更する場合があります。

- ② 文書は、発送当日の午前7時30分から、市役所北側駐車場の広報発送コーナー内（別紙1の広報発送コーナー自治会等コンテナ配置図参照）で、自治会ごとに分けられたプラスチックコンテナを、棚の上に置いた状態で引き渡します。プラスチックコンテナは、自治会等の世帯数によって、大・小の2種類があります。コンテナ数は、発行月により配布物の量が変わるために、1自治会あたり1～5個と毎回異なります。配布物が多い月は、最大値の個数となる場合があります。なお、下記の表に示したコンテナ数を最大値と想定しています。

<プラスチックコンテナの仕様>

- ・プラスチックコンテナ（大）：縦43cm×横61.5cm×高さ32cm

（重さ）配布物の量により、最大で1個が約50～55kgになります。

- ・プラスチックコンテナ（小）：縦43cm×横61.5cm×高さ20cm

（重さ）配布物の量により、最大で1個が約20～25kgになります。

<1回に配送するコンテナの概数>（最大値を記載しています）

246個（プラスチックコンテナ（大）の数：235個、プラスチックコンテナ（小）の数：11個）

コース	A	B	C	D	E	合計
プラスチックコンテナ（大）の数	70	60	73	19	13	235
プラスチックコンテナ（小）の数	0	1	0	5	5	11

- ③ 引渡しを受けた文書は、別紙2の広報文書送達ルート（最低5コース）により、概ね午後3時までに各自治会に送達してください（やむを得ず、午後3時までに送達できない場合は、事前にご連絡ください）。送達完了後は、速やかに企画課広報・広聴係に報告してください。
- ④ 文書を送達した際、前回運んで空になっているプラスチックコンテナを回収し、広報発送コーナー内の所定の位置に返却してください。
- ⑤ 文書送達中、管理責任者等は常に連絡が取れる体制を確保し、文書を送達する上でトラブル及び遅れが発生した場合は、速やかに企画課広報・広聴係に報告してください。

### 3. 年間発行計画

別紙3の「令和8年度 広報ひた発行計画」を参照してください。

(令和8年4月号～令和9年3月号の全12回)

※発行日は、原則として毎月1日です。

※1日が土・日・祝日にあたる場合及び年末に関しては、発行日が前後する場合がありますので、

別紙3の「令和8年度 広報ひた発行計画」により確認してください。

(例)8月号は、令和8年7月31日(金)に発行…1日が土曜日のため

11月号は、令和8年11月2日(月)に発行…1日が日曜日のため

1月号は、令和8年12月28日(月)に発行…1日が正月休みのため

### 4. 配送車輌

- ① 雨風をしのげるよう、荷台に「囲い」を装備してください。
- ② 配送にあたっては、荷くずれを起こさないように積載方法に注意してください。
- ③ 必ず運輸局から許可を受けている車両で配送を行ってください。
- ④ 道路交通法を遵守してください（最大積載量に注意してください）。

### 5. 損害賠償責任等

委託業者の責に帰する理由により、配送文書やプラスチックコンテナを滅失、紛失又は毀損した場合、委託業者は市の損害を賠償しなければなりません。この場合、市は、委託業者に損害賠償額を請求することができることとします。

### 6. その他

- ① 間違った場所に文書を送達した場合は、即時、正しい場所に届けてください。
- ② 本業務の契約は、令和8年度歳入歳出予算が、令和8年3月31日までに日田市議会で可決された場合において、令和8年4月1日に確定することになります。
- ③ 受託業者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、十分注意してください。
- ④ 午前7時40分までに配送を開始できなかった場合には、午前7時45分までに企画課 広報・広聴係へメールにてその旨を報告してください。また、配送途中でのトラブル等に関しても、迅速に報告してください。
- ⑤ 配送先の担当者名・住所・電話番号を記載した「配送先リスト」は、変更があり次第更新して共有しますので確認してください。
- ⑥ 発送日当日、コースごとに配布する「配送順シート」に、配送完了時刻を記入してください。
- ⑦ この仕様書に定める業務内容のほか、必要事項については市と受託業者との協議の上、定めます。

### 7. 入札

入札は、別途、指定する日時及び場所にて行います。

入札は、市が指定する様式（入札書）にて行います。また、入札書には、1箇所あたりの配送料を、旧日田市内配送料と旧日田郡内配送料ごとにそれぞれ記入し、令和8年度の年間発行予定回数と送達予定箇所数に応じた合計金額にて行います。

## 8. 委託料の支払方法

委託料は月払いとします。受託業者は、毎月の業務完了後に送達箇所数に応じた委託料を市に請求し、市は、適法な請求書を受理した日から30日以内に、受託業者の指定する金融機関に振り込みます。